

一時的保育事業(嘉手納町さんさん保育所)

◆ 一時的保育とは ◆

保護者等のパート就労、疾病、入院、出産等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に児童をお預かり(保育)する制度です。

◆ 対象児 ◆

嘉手納町にお住まいの生後 6 か月から小学校就学前までの乳幼児

◆ 実施日および利用時間 ◆

〈実施日〉	月曜日～金曜日(祝祭日を除く)	〈定員〉おおよそ 10 名 ※ただし、受け入れる乳幼児の年齢構成等により変動します。
〈預かり時間〉	午前8時 30 分～午後5時まで ※延長保育はありません。	



◆ 料金について ◆

- ・保育料は日額 1,250 円(4 時間以上) 4 時間未満の場合は 800 円
- ・給食費 250 円 ただし、おやつを食べない場合は200円
- (例)9:00～17:00 の利用・・・保育料 1,250 円+給食費 250 円=1,500 円
- 9:00～13:00 の利用・・・保育料 800 円+給食費 200 円=1,000 円

◆ 利用できる日数、申請等に必要な書類 ◆

申請書類は嘉手納町役場 1 階 子ども家庭課 保育支援係にて配布しております。

新規利用者の場合

- 申請時必要書類:① 一時的保育申請書 ② 誓約書 ③ 同意書
- 面談時必要書類:①健康診断書 ②児童票 ③健康カード ④食物アレルギー調査表 ⑤親子(母子)手帳
- ※⑤は、予防接種(MR)済みの記録を確認しています。 ※アレルギーがある方は別途資料あり。

※その他の必要書類

種別 利用できる日数	保護者の状況	各提出書類
ア 非定型的保育 週3日まで	保護者の労働・職業訓練・就学等により、家庭での育児が困難になったとき ※申請時には、上記内容が確認できる資料の添付が必要です(18 歳以上 65 歳未満の同居者全員)。	●申請時必要書類および下記の書類を提出ください ≪パートや自営業の場合≫ ⇒勤務証明書 ・自営業等申立書 ≪職業訓練、就学の場合≫ ⇒在学証明書 ・時間割等 ≪定期的な通院、介護、検診の場合≫⇒診断書等
イ 緊急保育 月に15日まで	保護者の疾病・入院など、やむをえない理由により緊急・一時的に育児が困難になったとき (18 歳以上 65 歳未満の同居者全員の勤務状況及び申立書の提出)	●申請時必要書類および下記の書類を提出ください ≪入院、通院、出産の為の入院の場合≫ ⇒診断書等や親子(母子)手帳の写し ≪看護、介護の場合≫⇒診断書等 ≪災害、事故の場合≫⇒診断書等 ≪冠婚葬祭等の場合≫⇒招待状等 ≪上記以外の緊急時≫⇒健康保険証等の提示。 ※利用後に申請手続きを行う
ウ 私的理由 による保育 週1日まで	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなど、私的理由により一時的に保育を必要とするとき	●申請時の必要書類のみ提出ください

(継続利用者の場合)

- 利用日数：表面の表をご確認ください。
- 申請に必要な書類：①一時的保育申請書 ②誓約書 ③同意書
- 面談：面談は不要です。毎年4月1日以降の初回ご利用日までに「健康診断書」をさんさん保育所へ提出してください。

◆ 利用・申請方法 ◆

①申請書の提出・・・利用する2週間前までに申請書を記入し、子ども家庭課 保育支援係へ申請ください。
※申請は新規・継続に関係なく毎年度必要となります。

②面談・・・・・・申請書提出後、お子さんの状況を確認するための面談を行います。
さんさん保育所の担当より日程調整の連絡がございます。
面談日に表面記載の「面談時必要書類」一式をご提出ください。
※面談終了後、承認の可否について町より「通知書」が送付されます。
一時的保育承認通知書が手元に届いた方は、その後利用可能となります。

③予約・・・・・・利用したい週の前週月曜日(午前9時30分)からWeb予約受付開始
※定員等の都合によりご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。
(問い合わせ電話番号：080-1545-0690)

月	火	水	木	金	土	日
翌週分 予約日						

④利用・・・・・・お子さんの状態を最優先とし、保育所で無理なく過ごせるよう、慣れるまでの間は
午前8時30分から正午までの短時間の利用になります。予めご了承ください。

・給食提供について

保育所で用意します(離乳食は後期からの提供になります。初期、中期はミルクを提供)。

毎月第3木曜日はお弁当の日です。弁当持参をお願いします(園行事によって変更になる場合もあります)。

・安全と健康管理について

保育所内で発病したり、事故があった場合は応急処置をとり、申請書に記載している緊急連絡先に連絡します。

・キャンセルについて

一時的保育の利用が不要になった場合は速やかにご連絡ください。予約できずキャンセル待ちされている方もいらっしゃいます。ご協力よろしくお願いします。

何かご不明な点がございましたら、下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】

●一時的保育利用申請に関すること

嘉手納町役場子ども家庭課:保育支援係 ☎956-1111(内線123)

●一時的保育の内容等に関すること・キャンセルについて

一時的保育専用電話番号 ☎080-1545-0690

一時的保育の利用
は申請が
必要です。

